

令和7年11月19日

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所長 松村 貴義

設計歩掛等参考見積募集要領における別紙2見積仕様書の

訂正について

令和7年11月14日付で当管理所HPに掲載した「河口堰深浅測量参考見積書」の別紙2見積仕様書の記載に一部誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

訂正前	訂正後
3-2 河川測量・深浅測量 1. 艀装テスト 測量作業に先立ち、艀装テストを行い、機器の調整等を行う。 2. 深浅測量（水深$\geq 1\text{m}$） 別添図-1 に示す流域を対象にナローマルチビーム測深機（分解能 5.0cm 以下）を用いた深浅測量を行う。 3. 河川定期横断測量（水深$< 1\text{m}$） 別添図-2 に示す測線において、陸上部及び水深 1m 未満の箇所を対象に河川定期横断測量を行う。 3-3 結果整理 測量作業が完了した段階で、測量成果資料として次のものを作成する。作成にあたっては、深浅測量の結果と河川定期横断測量の結果を合成する。	3-2 河川測量・深浅測量 1. 艀装テスト 測量作業に先立ち、艀装テストを行い、機器の調整等を行う。 2. 深浅測量（水深$\geq 1\text{m}$） 別添図-1 に示す流域を対象にナローマルチビーム測深機（分解能 5.0cm 以下）を用いた深浅測量を行う。 （削除） 3-3 結果整理（訂正） 測量作業が完了した段階で、測量成果資料として次のものを作成する。作成にあたっては、深浅測量の結果と別途実施する河川定期横断測量の結果を合成する。

以 上

見積仕様書

第 1 節 業務目的

本業務は、河口堰周辺の河床状況把握を行うため、河川測量（深淺測量、河道横断測量）を行うものである。

第 2 節 測定位置

測定位置は利根川河口堰上下流域及び黒部川水門下流域である。また、測量の範囲は別添図ー1 のとおりである。なお、機構が設置した基準点は担当職員が別途指示する。

第 3 節 業務内容

本業務は河口堰周辺の河床状況把握を行うため、深淺測量、河川測量を行う。本業務で実施する測量は、第 2 節に示す範囲を対象に水深 1m 以上はナローマルチビーム測深機を用いた深淺測量を行い、水深 1m 未満は別途河川定期横断測量を行う。

3-1 現地踏査

測量方法、使用する主要な機器、要員、日程等について現地調査を行い、適切な作業計画の立案を行う。なお、現地踏査は別添図ー1 に示す流域を対象に行う。

3-2 河川測量・深淺測量

1. 艀装テスト

測量作業に先立ち、艀装テストを行い、機器の調整等を行う。

2. 深淺測量（水深 $\geq 1\text{m}$ ）

別添図ー1 に示す流域を対象にナローマルチビーム測深機（分解能 5.0cm 以下）を用いた深淺測量を行う。

3-3 結果整理

測量作業が完了した段階で、測量成果資料として次のものを作成する。作成にあたっては、深淺測量の結果と別途実施する河川定期横断測量の結果を合成する。

1. 利根川本川 横断図 14 測線（縮尺：横 1/1000、縦 1/100）
2. 黒部川 横断図 9 測線（縮尺：横 1/100）
3. 利根川本川 縦断図 堰上下流各 12 測線（縮尺：横 1/500、縦 1/100）
4. 黒部川 縦断図 中心 1 測線（縮尺：横 1/1000、縦 1/100）
5. 等深線図 （縮尺：1/2000）
6. ナローマルチビーム測量 3DCAD データ 1 式
7. その他担当職員が指示する資料

第4節 成果品の検定

本業務は、日本測量協会技術センター等高度な技術水準を持つ機関における審査を受けるものではない。

第5節 作業船の使用について

作業船は原則として、業務を実施する者が用意したものを使用する。

－ 以 上 －